北本市野外活動センター 利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、北本市野外活動センター(以下、「センター」という。)設置及び管理条例(以下、「条例」という。)及び北本市野外活動センター設置及び管理条例施行規則(以下、「規則」という。)に基づき利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 利用者とは、センターの施設(広場、管理棟、キャンプ場)等を利用している者をいう。利用申請を要する各施設(管理棟、キャンプ場)においては、利用の許可を受けた申請者、会場責任者のほか参加するすべての者をいう。

(会場責任者)

第3条 会場責任者とは、利用当日その会場にいる者とし、指定管理者(以下、「管理者」という。) からの指示や注意に関する責任は会場責任者が負うものとする。会場責任者は、当日の 活動について利用者全員に遵守事項・禁止事項を周知徹底させるとともに、管理者との 連携を図り利用者管理に努めなければならない。

(利用時間)

- 第4条 利用時間とは、準備または片付け及び清掃ならびに原状回復の確認時間も含まれるものとする。
- 2 入場及び退場受付は管理者の定めた時間内とする。ただし、やむを得ない事情によると きは管理者に申し出ることとし、管理者は必要な指示をすることができる。
- 3 許可を受けた利用時間内に利用するすべての者が外出するときは、その旨を管理者に申し出なければならない。外出のできる時間は、管理者が許可をした時間内とする。施設の鍵を有している場合には、外出をする前に一時返却をし、再び入場するときに受け取ることとする。

(利用条件)

- 第5条 利用許可申請書に記載された利用目的が、条例第1条の目的に適う活動である場合に 限り管理者は利用の許可をすることとする。
- 2 利用者は、条例及び規則ならびに本規約に従って行動し、その他記載のない事項についても管理者から指示等があった時は速やかに従わなければならない。活動を終了するときは利用時間内に清掃を行い、会場責任者は原状回復の確認を受けることとする。
- 3 利用者は、未成年者のみでの利用の場合は許可を受けることができない。ただし、保護者が1名以上同伴するか、もしくは保護者が同意書を提出することで利用許可を受けることができる。
- 4 団体(5人以上もしくは団体名を有するもの)での利用をする場合には、管理者からの求めに応じ、あらかじめ活動内容や貸出備品の必要数などを伝えなければならない。活動

内容の是非については管理者が判断することとし、利用者は許可を得た活動内容により 利用することとする。

- 5 利用者が次に該当するものは、利用の許可を受けることができない。
 - (1) 宗教的な活動、政治的な活動、営利目的の活動。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
 - (5) 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (6) 衛生上支障があるとき。
 - (7) その他管理上支障があると認められるとき。
- 6 利用に際して、前項に該当する行為が認められたときは、利用を停止し、許可を取り消す ことがある。その他、所長の承認が得られない活動についても同様とする。

(変更)

第6条 利用許可を得た者は、1回に限り利用日等の変更をすることができる。この場合、一つの申請を分割する変更はできない。変更が生じるときは利用許可書に記載された利用日の前日までに利用変更申請書を提出し改めて利用許可を得なければならない。ただし、自然災害等により管理者から申し出があったときは、この限りではない。

(損害賠償)

第7条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由によりセンターの施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。利用者は退場する前にその旨を管理者に申し出ることとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附則

この規約は、公布の日から施行する。

附則

この規約は、令和3年10月1日から施行する。